

調布市障害者総合計画策定事業実施要領

令和8年2月2日

第1 目的

この要領は、調布市が令和6年3月に策定した「調布市障害者総合計画」（令和6年度から令和11年度。以下「現計画」という。）の一部改訂として行う、調布市における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画のうち、令和9年度以降の計画（以下「次期計画」という。）の策定について定めるものとする。

第2 計画期間

次期計画の期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第8期調布市障害福祉計画 令和9年度から令和11年度
- (2) 第4期調布市障害児福祉計画 令和9年度から令和11年度

第3 事業内容

調布市障害者総合計画策定事業（以下「事業」という。）の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 調布市障害者総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関すること。
- (2) 当事者意見等の収集・分析に関すること。
- (3) 調布市障害者総合計画書の作成に関すること。

2 市長は、前項に掲げる事業の一部を民間の調査研究機関に委託して実施することができる。

第4 委員会

委員会は、現計画の進捗状況、地域における障害者福祉に係るニーズの状況並びに国及び社会の動向等を踏まえ、次期計画について検討を行い、計画案を作成し、市長に報告する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が推薦する者23人以内をもって組織する。

- (1) 当事者 2人
- (2) 市民代表（公募） 2人以内
- (3) 障害者団体代表 6人以内
- (4) 保健・医療・福祉に関する事業に経験を有する者 11人以内
- (5) 保健・医療・福祉に関する学識経験者 2人以内

- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 委員会は、委員長が招集する。
- 9 委員会の庶務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、施行の日から令和9年3月31日までとする。

第6 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、事業実施期間終了をもって廃止する。